

担当	福島労働基準監督署 副署長 須田裕太 第二方面主任監督官 遠畑暁 電話 024 - 536 - 4612
----	---------------------------------------------------------------

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

- 開口部に墜落防止措置を講じなかった疑い -

福島労働基準監督署（署長 荒徳彦）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を福島地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) 株式会社ソウシン

（本店：宮城県仙台市太白区長町八丁目 13 番 5 号ディアス笠見 101、解体工事業）

(2) 同社 代表取締役 A（46 歳・男性）

2 災害の概要

令和6年3月5日、福島市荒井に所在する建物の天井耐震対策工事現場において、建物内の高さ約5メートルの場所に設けた棚足場の開口部（縦横約1.7メートル）から、2次下請である株式会社ソウシンの労働者とともに作業を行っていた同じ2次下請のB社の作業員Cが墜落して死亡するという災害が発生した。

3 被疑内容

被疑者株式会社ソウシンは、天井ボードの解体、撤去に係る作業を請け負った事業者で、同社の代表取締役Aは、当該作業に係る安全管理の責任者であるが、同人は上記棚足場に開口部を設け、その開口部から解体した天井ボードを袋詰めして地上へ投下する作業を労働者に行わせるに際し、手すり及び中棧を設ける等の墜落防止措置を講じなかった疑い。

4 罪名・罰条（資料1参照）

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

労働安全衛生規則

第563条第1項第3号

同法第119条1号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

5 参考資料

資料 1 関係法条文の一覧

資料 2 災害発生状況のイメージ図（平面図）

資料 3 棚足場のイメージ図

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

労働安全衛生規則

(作業床)

第五百六十三条 事業者は、足場(一側足場を除く。第三号において同じ。)における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一 ~ 二 省略

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。

イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。口において同じ。)

次のいずれかの設備

(1) 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の棧若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(2) 手すりわく

ロ わく組足場以外の足場

手すり等及び中棧等

労働安全衛生法

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

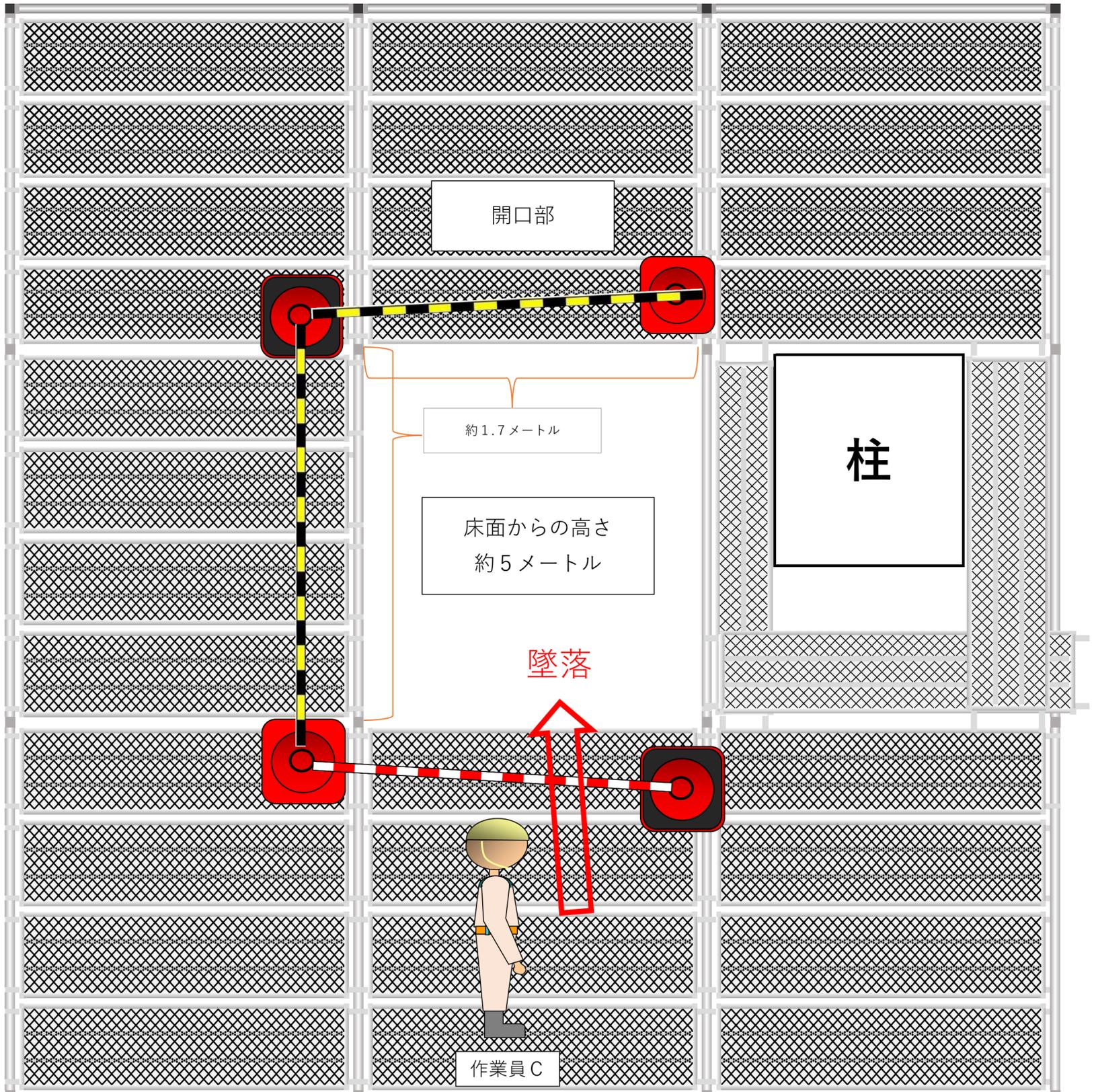
二 ~ 四 省略

労働安全衛生法

(罰則)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

災害発生状況のイメージ図



棚足場のイメージ図

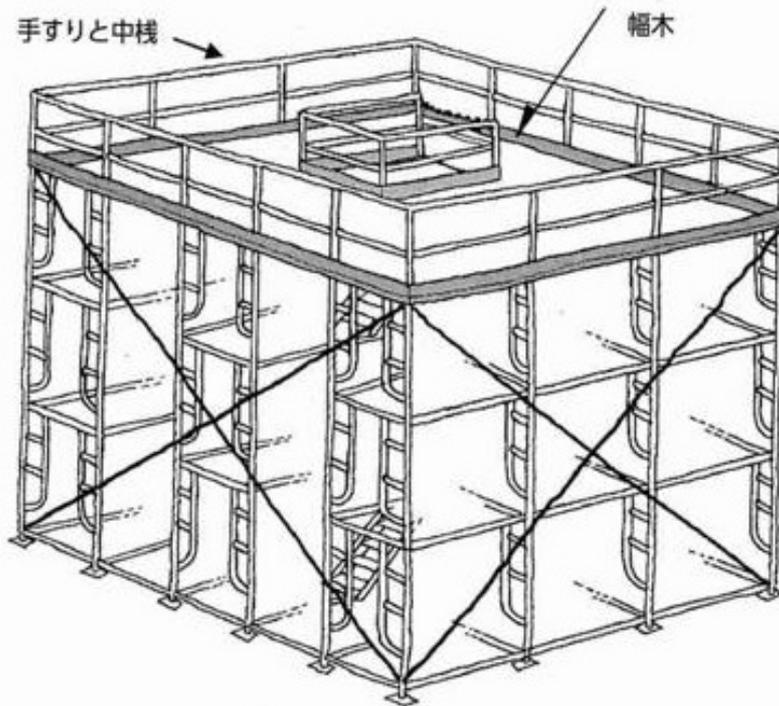


図 I-58 棚足場の組立て例

引用元：「中央労働災害防止協会（2016）『足場の組立て、解体、変更業務従事者安全
必携 特別教育テキスト』」